

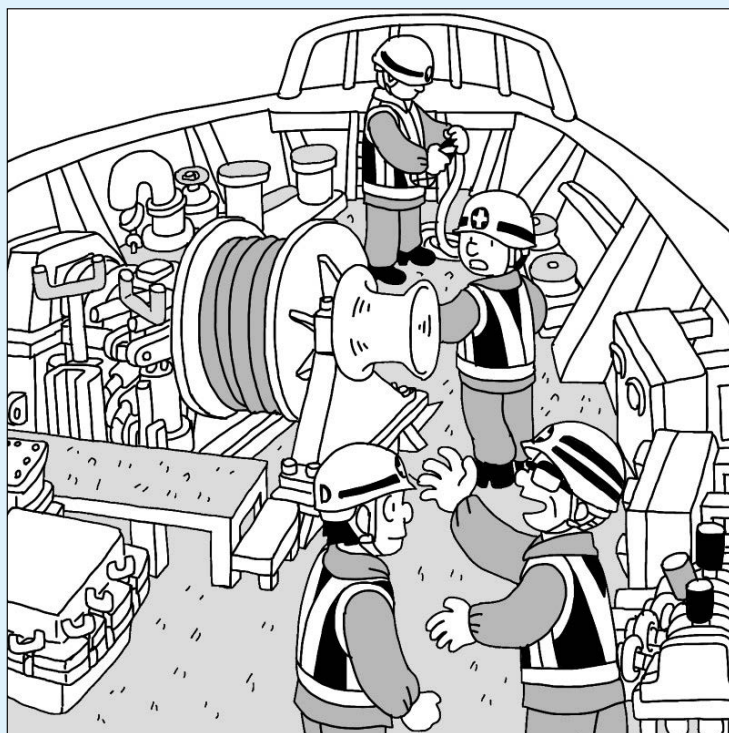
令和7年度(第69回) 船員労働安全衛生月間

(令和7年9月1日～9月30日)

実施のしおり

今年度のスローガン

**耳で確認 目で確認
指差し呼称で更なる安全**



船員災害防止協会

日本海事センター



補助事業

令和7年度（第69回）船員労働安全衛生月間にあたって

船員労働安全衛生月間は、本年度で第69回を迎えます。

その歴史を振り返ってみると、第1回は、昭和32年7月15日から8月14日に全国各地で海上労働に対する安全意識の高揚、船員の災害・疾病防止対策の推進を図ることを目的として実施されました。昭和42年10月に船員災害防止協会が創立されてからは、協会の主要な事業の一つとして、毎年、多彩な行事が企画・実施されるようになりました。月間開催期間が、漁期等を考慮して9月1日から9月30日に、また船員災害防止大会が各地で開催されるようになったのも、この昭和42年の第11回からです。さらにこの年に、第1次船員災害防止基本計画が策定されています。

月間活動がスタートした昭和32年度に比べ、船員を取り巻く環境も大きく変容を遂げました。船員数がピーク時（昭和49年）の27.8万人から現在の6万2千人に大きく減少する中、特に近年において船員の高齢化が顕著になっています。

このような中、船員の死傷災害・疾病発生状況は、協会発足当時の昭和42年度と令和5年度を比較すると、災害が約1/5、疾病が約1/9に減少しましたが、最近の減少率は横ばいで推移しています。特に高齢船員の死傷災害、疾病率の高さが目を引きます。また、職務上の死亡災害も、陸上の他産業の災害発生状況と比較すれば、依然として高い状況にあり、災害防止のための一層の取り組みの推進が求められています。

2025年度は第12次船員災害防止基本計画（2023年度から2027年度）の第3年度に当たり、5年間の目標達成に向け、2025年度船員災害防止実施計画を確実に実施し、各種月間行事も活用しながら災害防止を推進する事が求められています。当協会は、月間活動として、全国11支部を中心に、船員災害防止大会、安全衛生講習会、訪船指導等の多様な行事を実施してきました。2023年4月に、船員の働き方改革として、労働時間規制の範囲の見直しや船員の健康確保に関する新たな制度が施行されたことを受け、当協会では船員の健康確保に関わる講習「高年齢船員の健康確保」、「船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策」、「船員の生活習慣病の予防」を構築し、全国各地に出向いて展開しております。

今年度も、できる限り多くの会員の参加による有意義な月間活動が展開されるよう期待しています。

船員災害防止協会は、船員の皆様が働きがい・生きがいを感じられ、家族の皆様も安心して船の職場に送り出せるような安全で健康的な職場作りの推進に努めてゆくことが変わらぬ使命であると認識し、月間の目的である「海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の推進等により、船員の災害防止を図る」ことを念頭に、創意・工夫をこらし取り組んでまいります。

本年度のスローガンは、「耳で確認 目で確認 指差し呼称で更なる安全」です。

このスローガンの下、船員労働安全衛生月間の期間中はもちろんのこと、年間を通じた皆様方の船員災害防止活動の推進が図られますよう心から祈念致します。

令和7年8月
船員災害防止協会

目 次

令和7年度（第69回）船員労働安全衛生月間にあたって……………表紙裏	
目次……………	1
第12次船員災害防止基本計画の概要……………	2
2025年度船員災害防止実施計画の概要……………	3
船員災害疾病発生状況の推移……………	5
令和7年度（第69回）船員労働安全衛生月間実施要綱……………	6
安全メモー1・2……………	14
衛生メモ……………	16
第69回船員労働安全衛生月間応募入選作品の発表……………	18
船員災害防止協会の頒布品……………	24
船員災害防止協会支部・地区支部一覧……………	25



第12次船員災害防止基本計画の概要

第12次船員災害防止基本計画は令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

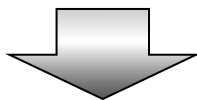
計画の目標

第12次基本計画（令和5年度～令和9年度）の死傷災害及び疾病の年平均発生率を、第11次基本計画（平成30年度～令和4年度）の年平均発生率と比較し、下記のとおり減少させる。

死傷災害		疾 病	
○ 一般船舶等	: 13%減	○ 一般船舶等	: 8%減
○ 漁 船	: 6%減	○ 漁 船	: 10%減
○ 全 体	: 11%減	○ 全 体	: 9%減



- ・死傷災害の死亡及び行方不明者数について、2割減少させる。
- ・メンタルヘルス系の疾病の発生人数を、1割減少させる



主要な対策の推進

(1)死傷災害防止対策

- ① 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- ② 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- ③ 漁船における死傷災害防止対策
- ④ 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進

(2)疾病防止対策

- ① 船員の健康確保
- ② 新型コロナウイルス等の感染症予防対策
- ③ その他の健康管理上の取組
- ④ ハラスメント防止とメンタルヘルスの確保
- ⑤ ITを活用した健康管理等の推進

(3)死傷災害及び疾病(共通)防止対策

- ① 年齢構成を踏まえた対策
- ② その他の安全衛生対策

2025年度船員災害防止実施計画の概要

基本計画の実施を図るため、毎年国が作成している

I 船員災害の減少目標

2025年度実施計画の減少目標

	死傷災害	疾 病
一般船舶等	15%減	8%減
漁 船	6%減	10%減
全 体	11%減	9%減

船員災害発生状況等

		(参考) 第11次実績 年度平均	第12次					
			第12次・2024年度目標			2023年度実績		
						発生率 ／発生件数	年度平均発生率 ／発生件数	第11次年度平均 からの減少率
死傷 災害	一般船舶等	0.61%	0.53%	13%減	0.60%	2%減	B	
					264人			
					44097人			
	漁船	1.24%	1.17%	6%減	1.00%	19%減	A	
					213人			
					21196人			
	全体	0.82%	0.73%	11%減	0.73%	11%減	A	
					477人			
65293人								
死亡等人数	19.2人	15人	20%減	8人	58%増	A		
疾病	一般船舶等	0.75%	0.69%	8%減	0.78%	4%増	D	
					343人			
					44097人			
	漁船	0.73%	0.66%	10%減	0.76%	4%増	D	
					161人			
					21196人			
	全体	0.74%	0.67%	9%減	0.77%	4%増	D	
					504人			
65293人								
メンタルヘルス 系疾病人数	22.2人	20人	10%減	32人	44%増	D		

(注) 「一般船舶等」：貨物船、油送船、LPG船、コンテナ船、旅客船、その他の船舶
「メンタルヘルス系疾病人数」：精神行動障害のうち、統合失調症、気分障害、神経症、その他の精神行動障害
「死亡等人数」：死亡・行方不明
「疾病」：新型コロナウイルス感染症（2023年度：294人）を除く。
「目標達成状況」：A 目標値に達した B 現時点で目標値に達成していないが、改善傾向にある
C 変わらない D 悪化している

Ⅱ 重点を置く災害の種類

1. 災害

(1)死傷災害全体の約60%

- ・転倒
- ・はさまれ
- ・動作の反動・無理な動作
- ・転落・墜落

(2)死亡・行方不明者の約75%が海中転落による

- ・海中転落

2. 疾病

- ・生活習慣病に関連する疾病
(疾病全体の約30%)

(発生割合は2023年度の発生状況)

Ⅲ 主要対策

1. 死傷災害防止対策

(1)作業時中心

- ・船内設備・作業方法等再検討
- ・危険な作業の廃止・変更
- ・安全装置の設置等
- ・作業方法改善・マニュアル整備等
- ・作業基準、安全基準の確認と安全意識向上
- ・労働時間規制の遵守と適切な労務管理
- ・係船設備の点検及び保守
- ・墜落制止用器具の適切な使用の徹底

(2)海中転落・海難

- ・救命衣の適切な着用
- ・生存対策講習会受講
- ・小型旅客船特定教育訓練

(3)漁船

- ・船内設備・作業方法等再検討
- ・作業安全学習教材の活用
- ・漁業カイゼン講習会の開催

(4)ハード面の対策実施の普及促進

2. 疾病防止対策

(1)健康検査結果の活用（実態把握）

- ・労働時間・乗船期間の短縮等の措置
- ・生活習慣病予防のため食生活改善措置
- ・受動喫煙防止意識の高揚に資する措置

(2)感染予防

- ・感染予防教育、感染予防対策の徹底
- ・ノロウイルス対策の徹底

(3)ハラスメント防止とメンタルヘルスの確保

- ・ストレスチェックの実施と活用
- ・健康相談窓口（全国健康保険協会）活用
- ・相談窓口設置と社内研修の実施

(4)IT活用による健康管理等の推進

3. 死傷災害・疾病対策（共通）

- ・年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病対策
- ・外国人船員に対する安全衛生教育の徹底

4. その他

- ・安全衛生管理体制の整備と推進

Ⅳ その他重要事項

1. 安全衛生管理体制

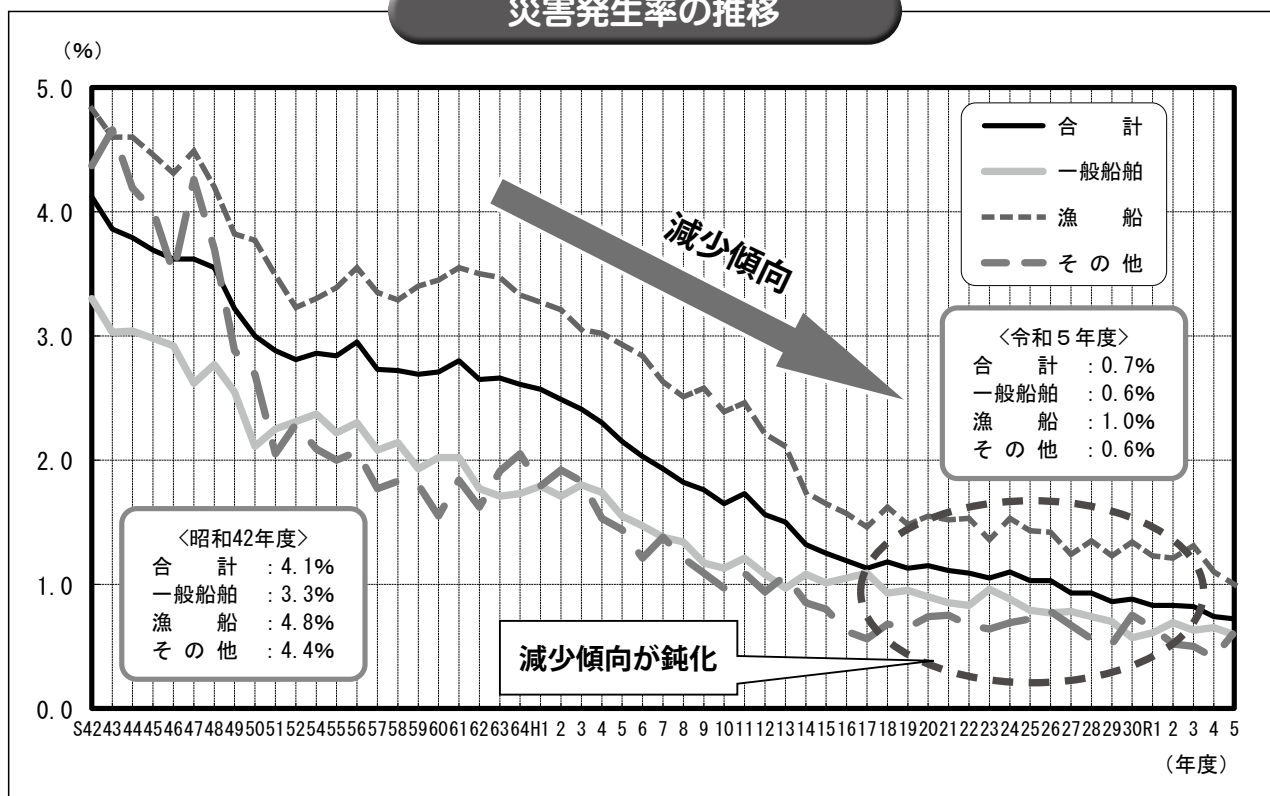
- ・船内労働安全衛生マネジメントシステムまたは船内向け自主改善活動（WIB）導入
- ・産業医との連携による船員災害防止対策の推進
- ・安全衛生パトロールや派遣船員に対する安全衛生教育の実施

2. 居住環境

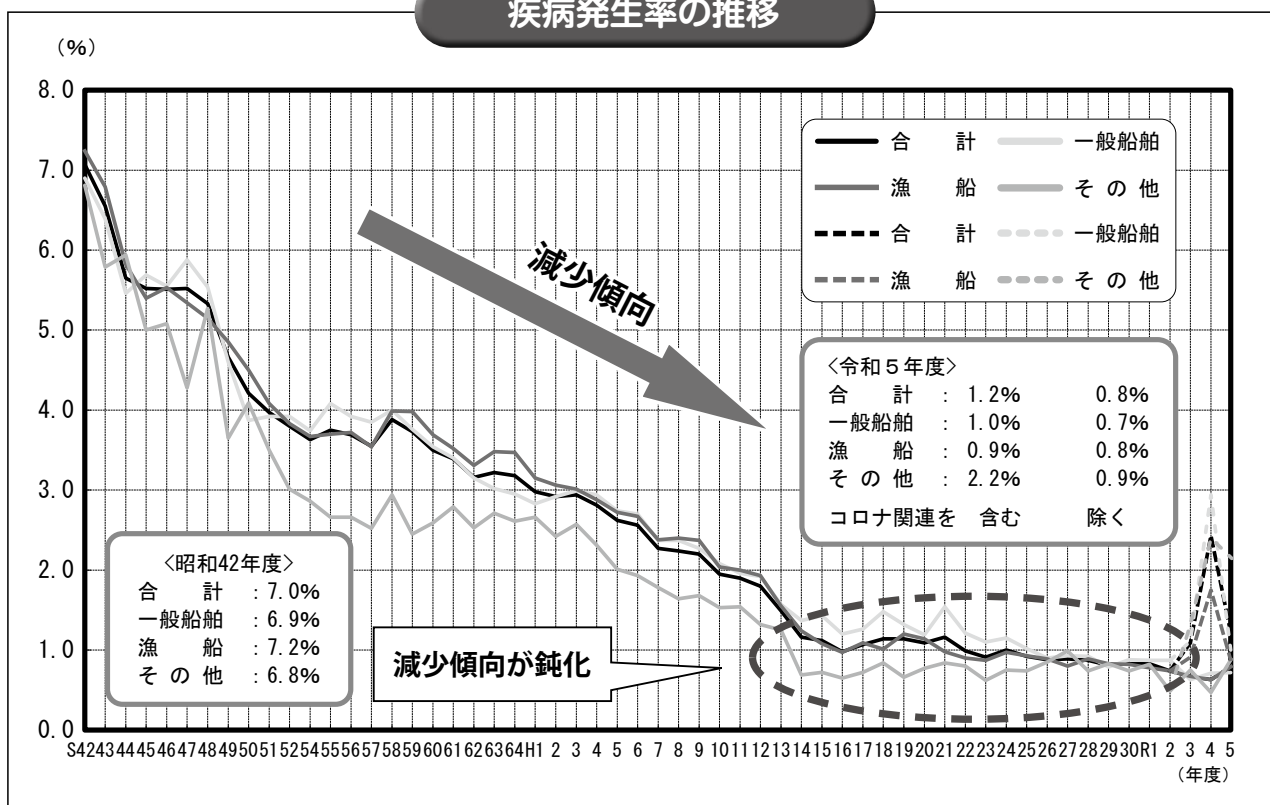
- ・居住区域内を常に清潔に保つ等快適な居住環境の整備
- ・船内作業環境整備改善

船員の災害・疾病発生状況の推移

災害発生率の推移



疾病発生率の推移



令和7年度（第69回）船員労働安全衛生月間実施要綱

第一 趣旨

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で69回目を迎える。

船員の死傷災害・疾病は、第1次船員災害防止基本計画の策定以来、関係者のためまぬ努力により、発生件数・発生率ともに大幅に減少しているが、近年はその減少割合が鈍化傾向にあり、船員の死傷災害は陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、近年の船員の高齢化、最新の設備や機器の導入、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の状況も踏まえ、引き続き、船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。

船員災害により、船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失であるだけでなく、高い船員災害発生率は、若年者に船員という職業を敬遠させる要因となるものである。

これらの課題に適確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。今年度は、第12次船員災害防止基本計画の3年目であることから、基本計画に掲げた各取組に対して、昨今の状況を踏まえた一層の取組が求められるところである。

ついては、全国一斉、集中的に船員の死傷災害・疾病防止活動を展開すべく、2025年度船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき船員労働安全衛生月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚及び船員災害防止対策の一層の推進を図ることとする。



第二 実施時期

令和7年9月1日から9月30日までとする。

なお、船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく訪船する等、適当な時期を定めて集中的な活動を実施する。

第三 スローガン

耳で確認 目で確認 指差し呼称で更なる安全

第四 重点事項

重点事項については、実施計画の主要な対策にのっとり、以下のとおりとする。

1. 作業時を中心とした死傷災害防止対策
2. 海中転落・海難による死亡災害防止対策
3. 漁船における死傷災害防止対策
4. 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
5. 船員の健康確保対策
6. 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策
7. ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
8. ITを活用した健康管理等の推進
9. その他の健康管理上の取組
10. 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
11. その他の安全衛生対策

第五 主唱者等

1. 主唱者
国土交通省、水産庁
2. 協賛者
船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会
3. 協力者
関係行政機関、関係地方自治体、関係独立行政法人、全日本海員組合、一般社団法人日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、内航大型船輸送海運組合、全国海運組合連合会、全国内航タンカー海運組合、全国内航輸送海運組合、全日本内航船主海運組合、一般社団法人日本旅客船協会、一般社団法人日本外航客船協会、一般社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、一般社団法人全国いか釣り漁業協会、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国さんま棒受網漁業協同組合、一般社団法人全国底曳網漁業連合会、一般社団法人全国まき網漁業協会、一般社団法人日本トロール底魚協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、公益財団法人日本船員雇用促進センター、公益社団法人日本海員掖済会、一般財団法人船員保険会、一般社団法人外航船員医療事業団、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本海難防止協会、公益財団法人日本海事広報協会、全国健康保険協会、船員災害防止推進会
4. 実施者
船舶所有者及び船員並びにそれらを中心とした船舶所有者団体

第六 主唱者の実施事項

主唱者は、以下の取組を実施する。

1. SNS、ホームページ等を通じて本月間の広報を行う。
2. 国土交通省は、月間の実施状況について、協賛者、協力者及び実施者から意見や評価等の報告を求め、その取りまとめを行う。

第七 協賛者の実施事項

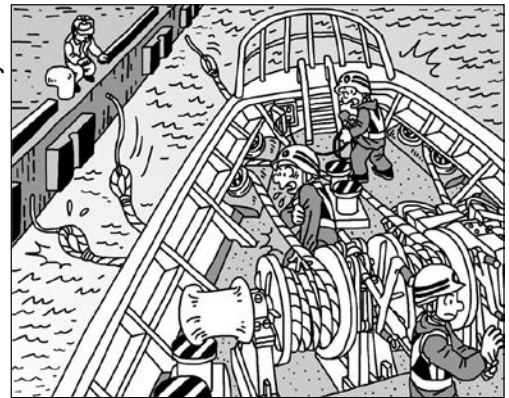
協賛者は以下の取組を実施する。

1. 安全衛生に関する訪船指導
関係者の協力を得て、各地域又は業種の実態に応じて指導すべき船舶を選定の上、安全指導班及び衛生指導班を編成し、次の事項について訪船指導を行うとともに、各地域の実情を踏まえ、これら訪船結果に基づき船舶所有者（事業場）に対する訪問指導についても実施する。
訪船指導については、多様な船種への訪船に努め、中小船舶所有者の所有する船舶及び事業場への指導を強化するほか、各地域の実情、漁期、出入港スケジュール等を踏まえ、船舶所有者、漁業協同組合、荷主・オペレーター等の関係者と事前に日程調整する等、効率的に訪船できるよう工夫する。
 - (1) 安全指導班・衛生指導班の共通指導内容
 - ① 緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する等安全意識の高揚を図ること。
 - ② 船員災害防止に関するノウハウの修得、死傷災害・海難事例等の情報収集・分析及びこれらを活用した安全衛生教育を実施すること。また、安全衛生に係る社内研修等を行う際には、効果的に実施するため研修内容のフォローアップを行うこと。
 - ③ 船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検し、船員労働安全衛生規則における安全基準、衛生基準及び作業基準（以下「安全基準等」という。）や作業手順の遵守を徹底すること。

- ④ 船内の安全衛生活動について、船長等が指揮を執り、実施計画等を活用した船舶ごとの安全衛生計画の策定や、船内労働安全衛生マネジメントシステム等を活用するとともに、中小船舶所有者においても、WIB（船内自主改善活動）等の導入により安全衛生管理体制を構築すること。
- ⑤ 若年・中堅船員に対して船長や熟練船員によるノウハウの伝授に加え、チェックリストを用いた安全基準等の点検・改善、安全衛生管理手法等を通じた教育を行うこと。
- ⑥ 外国人船員混乗船に対しては、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努めるほか、特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底等の安全衛生対策を行うこと。
- ⑦ 船内の作業環境・居住環境について、常に良好な状態が維持されているか定期的（月1回程度）に確認・記録し、改善措置をとる体制を構築すること。

(2) 安全指導班の指導内容

- ① 「転倒」、「はさまれ」、「動作の反動・無理な動作」、「転落・墜落」及び「海中転落」による死傷災害を防止するため、船内設備、作業方法等について点検し、その防止対策を行うこと。
- ② 災害件数の多い「転倒」、「はさまれ」による死傷災害を防止するため、災害発生の可能性が高い箇所を示すハザードマップや対応マニュアルを作成のうえ、当直引継ぎの際に確認するなど、事故の削減に向けた具体的かつ比較的短期間の目標を定めること。
- ③ 「転落・墜落」による死傷災害を防止するため、墜落制止用器具特別教育教本等を活用し、高所作業等を行う際の転落・墜落事故の未然防止、墜落制止用器具が適切に使用されるよう、周知徹底すること。
- ④ 「海中転落」による死亡災害を防止するため、作業方法等の点検、作業用救命衣等を適切に使用すること。また、舷てい又は歩み板については、適切な使用の厳守、確実な取付け、安全上丈夫な構造及び損傷、変形又は腐食等による問題がない状態とすること。



その他、停泊中の救命浮環の適切な設置方法、一人行動の注意喚起、上陸・帰船時には同僚に声をかけるなどの対策について、周知徹底すること。

- ⑤ 「海難」による死亡災害を防止するため、運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策、船舶自動識別装置（AIS）の導入を推進するとともに、最新の気象情報の収集を行うこと。また、小型船舶については「小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン」及び教材ひな形、事業者向け動画等を活用し、小型旅客船の船舶所有者に対し、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練等が適切に実施されるよう周知する。
- ⑥ 係船索の破断による死亡災害を防止するため、係船索を含む係船設備の点検及び保守について、確実に実施の上、係船設備に係る事故の防止のための措置がとられるよう、周知徹底すること。
- ⑦ ベテラン船員の慣れからくる油断や、高年齢船員の死傷災害を防止するため、健康や体力の状況の把握、作業方法、船内設備の整備等の防止対策を行うこと。
- ⑧ 死傷災害を未然に防ぐため、ヒヤリ・ハット事例集の活用や危険予知訓練（KYT）・危険

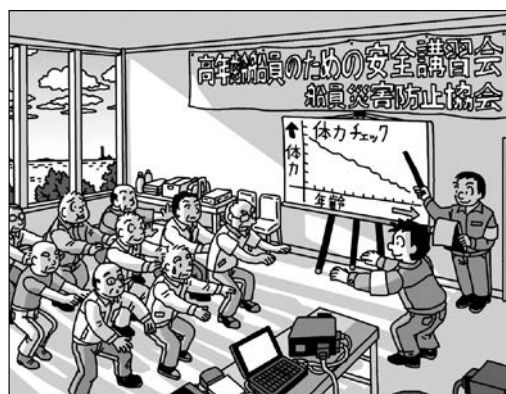
予知活動（KYK）の導入、船内安全衛生委員会によるチェックリストを用いた安全基準等の点検を行うこと。

- ⑨ クレーン等の荷役設備の保守・整備、作業方法等を点検すること。特に、設備の損傷、変形又は腐食等による問題がない状態とする。
- ⑩ 有害な気体が発散する場所や酸素が欠乏するおそれのある場所で作業を行う場合は、有害物等による中毒や酸欠を防止するため、開始前及び作業中の30分に1回以上は、酸素濃度計測及び有害物の検知や必要に応じた換気の実施、保護具の着用の徹底、作業場所と外部の連絡のための看視員の配置など基本的な安全対策を行うこと。
- ⑪ 漁船においても、「はさまれ」、「まき込まれ」、「転倒」、「海中転落」による災害防止を図るため、漁業を営む事業者や事業者団体等を対象に作業安全確保のために取り組むべき事項を示した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）」及び解説動画、漁業現場における作業安全対策に関する知識・理解を広げるための作業安全学習教材（日本語、インドネシア語）及び理解度チェックテストの活用推進を図ること。

(3) 衛生指導班の指導内容

衛生指導班は、検疫所、保健所、（公社）日本海員掖済会、（一財）船員保険会等の協力の下に、次に掲げる事項について指導を行う。

- ① 生活習慣病に関して、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制、睡眠の量的・質的確保等による予防対策を推進すること。
- ② 船員は、健康検査を受けたときは、船舶所有者に健康検査結果を提出しなければならないこと。船舶所有者は、全国健康保険協会から被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた場合は、当該記録の写しを提供しなければならないこと。
- ③ 調理業務について、当該作業に従事する者に基礎的な知識に関する教育及び衛生上必要な措置を講じること。
- ④ インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスをはじめとする感染症に関する最新の動向を把握するとともに、手洗い、アルコール消毒等の予防対策を行うこと。
ノロウイルスについては、食品の十分な加熱処理、調理器具の消毒、うがいや手洗いの励行、罹患者の排泄物及び嘔吐物の適切な処理等の予防対策を行うこと。
- ⑤ 船内におけるハラスメントの実態を把握し、相談窓口の設置、社内研修の実施等、ハラスメント防止対策を適切に講ずること。
- ⑥ 船内におけるメンタルヘルスの必要性を認識し、船内安全衛生委員会等において自主的にメンタルヘルスケア推進に向けた調査・審議、高ストレス者の削減に向けた防止対策について実施すること。また、船員災害防止協会が開催するメンタルヘルスに関する講習会等への参加を推進すること。
- ⑦ 長時間労働が健康リスクを高める要因となることを踏まえ、各種労働時間管理システムの導入メリットの周知をするほか、全国健康保険協会の「船員保険健康アプリ」等のITによる船員の健康管理の活用事例等を通じて、ITを活用した健康管理等の推進を図ること。
- ⑧ 高年齢船員については、現在の体力や筋力の状況を把握するために体力測定等を励行するほか、健康状態を把握するための無料健康相談を活用するよう指導すること。特に高年齢船員に多い「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）については、作業前の準備運動を実施するほか、中腰・前屈み等の姿勢を避けること、作業場所に適切な照明や滑り止めを設置すること等について周知を図ること。
- ⑨ 熱中症を予防するため、厚生労働省策定の「職



場における熱中症予防基本対策要綱」や「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、船員災害防止協会策定の「船員熱中症対策」等を活用し、熱中症が疑われる症状例や熱中症のおそれがある船員に対する応急手当の方法について周知を図ること。

- ⑩ 船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品について、必要な数量を搭載し、適切に有効期間の管理を行うこと。
- ⑪ 医療報告書を備え付け、船内で傷病が発生した場合に医療機関との連携が取れるように処置や投薬の記録を残すこと。
- ⑫ 船内の作業環境・居住環境について、常に良好な状態が維持されているか定期的（月1回程度）に確認・記録し、改善措置をとる体制を構築すること。

2. 船員災害防止大会、講演会等の開催

(1) 船員災害防止大会

- ① 船員災害防止協会は、船員災害防止大会を開催する。開催に当たっては、会場・オンライン併用開催、出席者参加型の双方向フォーラム形式での意見交換を実施する等創意工夫を行う。
また、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰及び船員安全・労働環境取組大賞（トリプルエス大賞）受賞者によるプレゼンテーションを行うとともに、地方運輸局に船員労働災害防止優良事業者の認定証の伝達を行わせるなど、船員の労働災害防止に向けた船舶所有者の自主的な取組を推進する。

(2) 講演会等の開催

安全衛生に関する学識経験者、地方運輸局長が指定した医師、関係団体、医療関係機関又は市区町村（健康管理担当課）等の協力を得て、次の事項について留意し、安全衛生に関する講演会、講習会等を開催する。開催に当たっては、中小船舶所有者及びその船員に積極的な参加を促進する。

- ① 講演会等は、開催地域における船員災害の実情等を勘案しつつ、作業用救命衣の着用、墜落制止用器具の使用、安全衛生管理体制、WIB講習会、危険物・有害物による災害防止対策、酸素欠乏による災害防止対策、生活習慣病の知識と予防対策、ハラスメントの防止、メンタルヘルスの確保、筋骨格系の疾患（椎間板障害及び腰痛等）、感染症や食中毒の予防対策、食生活、騒音、振動障害の防止対策、その他必要な事柄について実施するよう配慮する。
また、石綿（アスベスト）による健康被害に係る船員健康管理手帳制度、全国健康保険協会が船員の健康づくりに取り組む船舶所有者を支援する「船員の健康づくり宣言」や生活習慣病予防、メンタルヘルスケア、たばこの害、歯の健康等の講座を実施する団体向けの「出前健康講座」の周知を行う。
- ② 災害多発地域においては、船舶所有者及び関係者との懇談会等を開催のうえ、地域の実態に即した実効ある災害防止対策の推進のための組織を設置するよう指導する。
- ③ 生存に必要な知識、技能に関する生存対策講習会等を開催し、船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。特に、膨脹式救命いかだの展脹等救命設備の取扱いに係る実技訓練の実施及び非常用位置指示無線標識（衛星EPIRB）、レーダートランスポンダ（SART）等無線救命設備の適切な使用方法、救命胴衣の着用等についての教育・訓練に努める。
- ④ 自動体外式除細動器（AED）などの各種講習会や船員災害防止協会が主催する高年齢船員向け安全講習会、メンタルヘルスケアの講習会、水産庁補助事業である漁業カイゼン講習会等を活用し指導啓発活動を推進する。

(3) 保護具等の展示会の開催

関係団体、メーカー、代理店等の協力を得て、船員災害防止大会会場周辺、通船待合所等において、安全衛生保護具、作業用救命衣、墜落制止用器具（ハーネス型）、保護面、検知器具、水質検査器具等の展示会を開催し、取扱方法の実演や、船種や作業形態に応じた保護具等についての相談を行える体制を整え、船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。

3. 無料健康相談所等の開設

(公社)日本海員救済会、(一財)船員保険会、(独)地域医療機能推進機構、地方運輸局長が指定した医師等の協力を得て、特定日を設けて病院、診療所その他船員が利用するのに便利な場所に臨時の無料健康相談所を開設する。開設に当たっては、船員が有効に活用できるよう事前に趣旨、場所、日時等について周知徹底を図る。

4. テレビ、ポスター、垂幕等による広報活動

(1) テレビ、新聞等による広報等

テレビ、SNS、ホームページ、新聞、雑誌、自治体の広報誌等を通じて本月間の広報を行う。

(2) ポスター、安全衛生標語及び実施のしおりの作成配布

ポスター、安全衛生標語、実施のしおり及び安全・衛生リーフレットを一括作成し、船舶所有者及び船舶に広く行き渡るように配布するほか、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲示する。

(3) 垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示

本月間の名称、期間等を入れた垂幕、横幕、立看板等を作成し、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲揚、掲示する。

第八 協力者への依頼

主唱者及び協賛者は、第六及び第七の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

第九 実施者の実施事項

実施者は、本月間の趣旨を十分認識して、安全衛生に対する意識の高揚及び船員災害防止対策の一層の推進を図ることともに、経営トップ自らの指揮監督の下に総括安全衛生担当者及び労務管理責任者並びに船長、安全担当者及び衛生担当者を中心として、以下の取組を実施する。

1. 安全衛生に関する事項（共通）

- (1) 安全衛生に関する改善意見、考案等の提案・企業内表彰制度を導入する。
- (2) 事業場におけるポスター、安全衛生標語、垂幕等の掲示、掲揚を行う。
- (3) 船舶における緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する。
- (4) 船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講演会等へ積極的に参加する。
- (5) 船員災害防止協会の安全技術指導員及び衛生技術指導員、安全衛生パトロール、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」、「KYTイラスト集（和英訳版）」、「船内におけるヒヤリ・ハット実例集」、国土交通省の「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の進め方 ～事故の再発・未然防止に向けて～（海運モード編）」及び運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」等により災害・海難事例等の情報収集・分析を行う。
- (6) 修得した船員災害防止に関するノウハウや収集した災害・海難事例の分析を踏まえ、船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いて作業手順の内容を点検・改善するとともに、自主的な安全基準等を作成する。
- (7) 安全衛生教育の実施、作業手順の確認、実施計画の推進、船員労働安全衛生規則の遵守等により安全基準等の徹底に取り組む。
- (8) 船内の安全衛生活動について、船長等が指揮を執り、実施計画等を活用した船舶ごとの安全衛生計画の策定や、船内労働安全衛生マネジメントシステム等を活用する。中小船舶所有者においても、WIB等の導入により安全衛生管理体制を構築する。
- (9) 労務管理責任者に対して、船員の労務管理に関する事項を適切に行うために必要な知識の習得及び向上を図るための措置を講じる。
- (10) 長時間労働による疲労やストレスの蓄積等がヒューマンエラーによる死傷災害や海難事故、

脳・心臓等の疾病の発生要因となる場合もあることから、労務管理責任者による適正な労務管理の実施等を通じて、労働時間規制の遵守や休息時間の適正な確保を図り、長時間労働を抑制するとともに、船員の健康状態を把握し、船員の就労状態の改善等を行う。

- (11) 高年齢船員に対しては、健康や体力の状況の把握（健康検査結果の活用）、健康や体力の状況に応じた対応（作業方法）、安全衛生教育（自覚を促す）に努める。特に高年齢船員に多い「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）については、作業前の準備運動を実施するほか、中腰・前屈み等の姿勢を避けること、作業場所に適切な照明や滑り止めを設置すること等について周知を図る。
- (12) 若年船員に対しては、船長や熟練船員によるノウハウの伝授に加え、安全衛生教育を積極的に推進するとともに、中堅船員に対しては、再教育及び高年齢船員に多い災害事例に対応した教育を推進する。
- (13) 外国人船員混乗船は、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める他、特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底等の安全衛生対策を図る。さらに漁船については「外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（漁業）」（令和元年度厚生労働省委託事業）を活用する。
- (14) 船内作業の設備、機械、器具、用具等の整理整頓や作業場の清掃等の作業環境の整備に努めるとともに、居住区域内も整理整頓・清掃等を行う。また、月1回を目処に、船内環境の検査を行い、その結果及び改善内容の記録を残す。

2. 安全に関する事項

- (1) 「転倒」、「はさまれ」、「動作の反動・無理な動作」、「転落・墜落」、「海中転落」による死傷災害を防止するため、船内設備、作業方法等について点検する。その際、実施計画の作業別発生状況や起因物別発生状況及び事故事例を参考に防止対策を徹底する。
- (2) 「転落・墜落」による死傷災害を防止するため、墜落制止用器具特別教育教本等を活用し、高所作業等を行う際の転落・墜落事故の未然防止、墜落制止用器具が適切に使用されるよう、周知徹底等を図る。
- (3) 「海中転落」による死亡災害を防止するため、作業用救命衣等の保護具の使用、丈夫な舷てい又は歩み板の使用等の周知徹底を図る。
- (4) 「海難」による死亡災害を防止するため、小型船舶については「小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン」及び教材ひな形、事業者向け動画等を活用し、船舶の航行海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練等を適切に実施する。
- (5) 係船索の破断による死亡災害を防止するため、係船索を含む係船設備の点検及び保守について、確実に実施の上、係船設備に係る事故の防止のための措置がとられるよう、周知徹底を図る。
- (6) 操練や基本訓練の実施や生存対策講習会の受講を推進する。
- (7) 船舶設備等の保守・整備等を徹底する。
- (8) 危険予知訓練（KYT）・危険予知活動（KYK）の導入・活用を推進する。
- (9) 化学物質等安全データシート（SDS）を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱上の留意点に関する情報を船員に周知する。また、暴露限界値（TLV）が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備える等安全管理を徹底する。
- (10) 漁船については、「はさまれ」、「まき込まれ」、「転倒」、「海中転落」による災害を防止するため、漁業を営む事業者や事業者団体等を対象に作業安全確保のために取り組むべき事項を示した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）」及び解説動画、漁業現場における作業安全対策に関する知識・理解を広げるための作業安全学習教材（日本語、インドネシア語）及び理解度チェックテストを活用し、作業安全対策を図る。

3. 衛生に関する事項

- (1) 生活習慣病、SAS（睡眠時無呼吸症候群）等を中心とした健康教育の徹底、定期的・継続的な受診、無料健康相談、訪船診療及び保健指導等の利用を推進する。船舶所有者は、特定保健指導を利用できるよう、船員手帳上の健康証明書の写しを全国健康保険協会に提供する。
- (2) 粉じん作業による健康被害に関する知識の周知、船内における粉じん作業による健康被害の予防の促進を図る。
- (3) 新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス、ノロウイルス及びその他各種の感染症の予防対策を徹底する。それぞれの感染症に応じた感染予防対策を講ずるとともに、手洗い、アルコール消毒等を励行する。
- (4) ハラスメント防止対策制度の理解を深めるとともに、相談窓口の設置、社内研修の実施等のハラスメントを防止対策に適切に取り組む。
- (5) 船員のメンタルヘルスを確保するため、ストレスチェックの実施等によるセルフケア、船長及び衛生担当者等の管理監督者によるラインケア並びに労務管理責任者等の人事労務スタッフ等によるケア及び外部サービスの活用によるケアの実施に努める。
- (6) 長時間労働が健康リスクを高める要因となることを踏まえ、ITを活用した健康管理・労働時間管理システムを活用し、効率的・効果的に船員の健康管理等を行うよう努める。
- (7) 船員災害防止協会発行の「船内の食事管理（和英、MLC準拠）」等を活用して、調理を行う者への教育及び衛生上必要な措置の実施を徹底する。

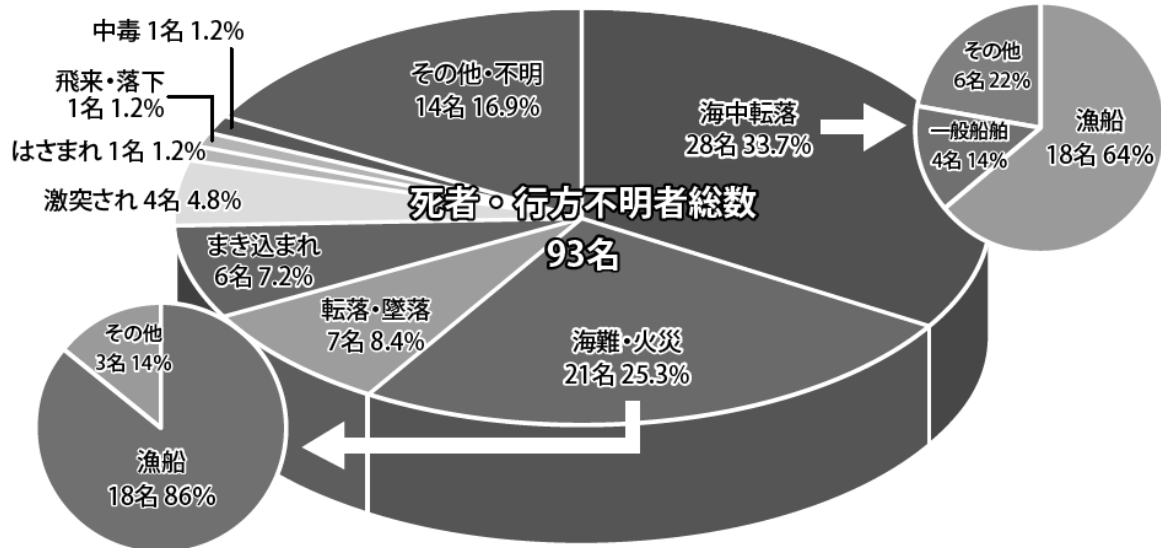
また、同協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために）」及び国土交通省発行の「船内供食改善ガイドライン」等を活用し、船内生活の魅力につながるような多様なメニューの供食、健康管理意識の増進、栄養バランスの確保、疾病予防に努める。

- (8) 熱中症を予防するため、厚生労働省策定の「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」等を活用して、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等を実施する。



船員の死亡・行方不明災害防止は海中転落予防から

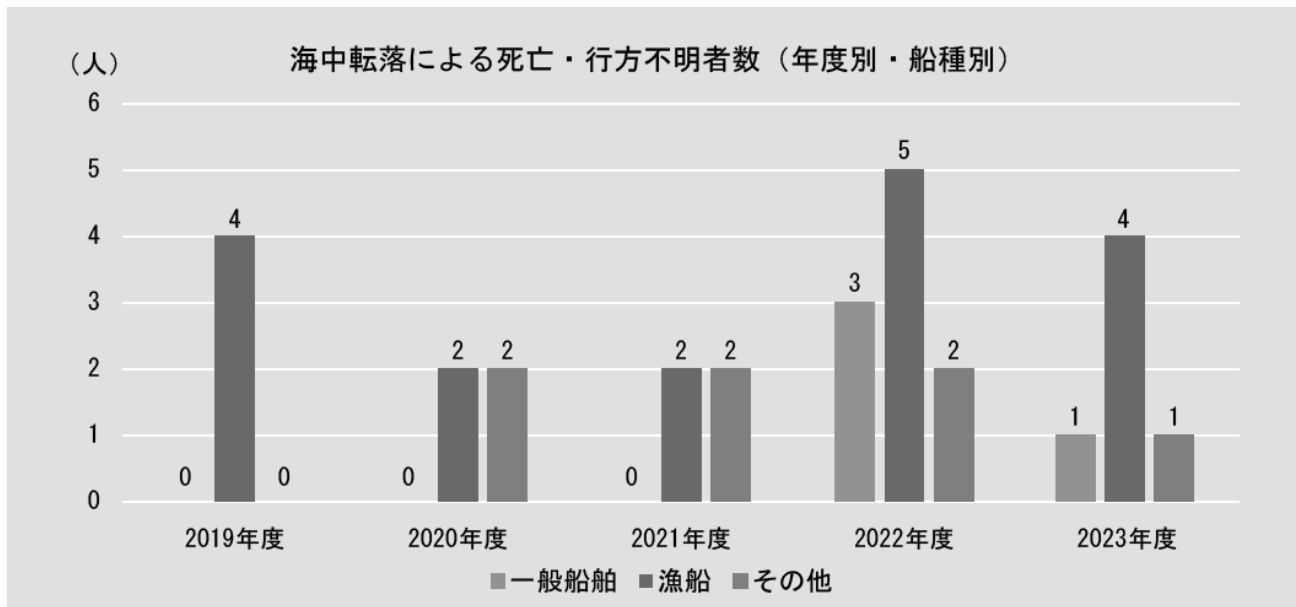
死亡・行方不明 災害発生状況 5年累計(2019～2023年度)



上の円グラフは5年間の死亡・行方不明災害を円グラフで示したものです。海中転落による死亡・行方不明者数は28名で全体の33.7%におよびます。

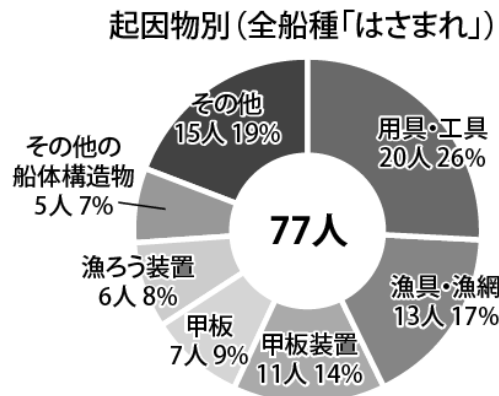
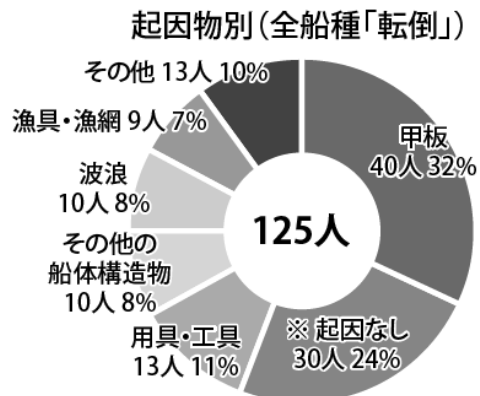
甲板上で舷外作業や漁ろう作業などを行う際は、「墜落制止用器具または作業用救命衣の着用」、「荒天時の操業は控える」、「単独作業を行わない」、などの安全対策を講じましょう。

.....

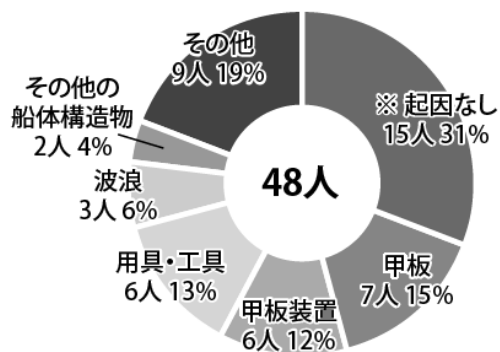


上の棒グラフは2019年度～2023年度までの、海中転落による死亡者・行方不明者数を年度別・船種別に示しています。海中転落の可能性のある業務では、作業者に作業用救命衣または墜落制止用器具を着用させ、遭難信号発信器等 (PLB: Personal Locator Beacon) を携帯させることも検討しましょう。

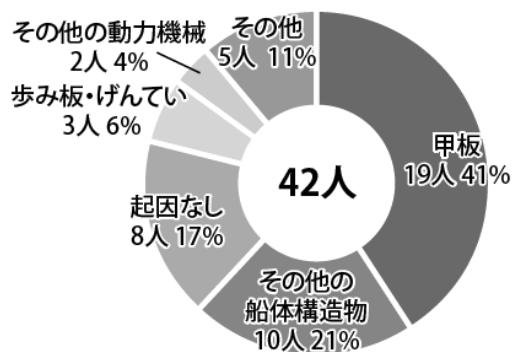
転倒、はさまれ、動作の反動・無理な動作、転落・墜落の起因別災害発生数



起因物別（全船種「動作の反動、無理な動作」）



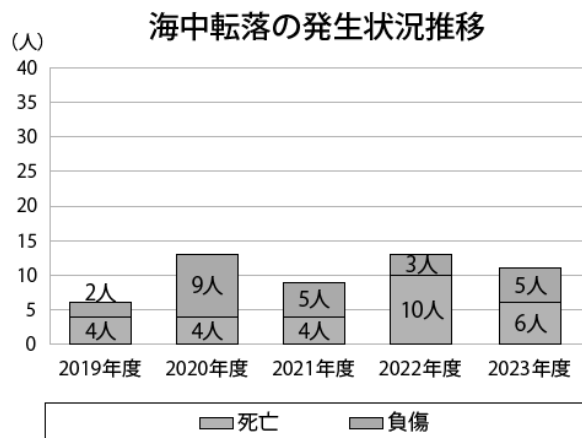
起因物別（全船種「転落・墜落」）



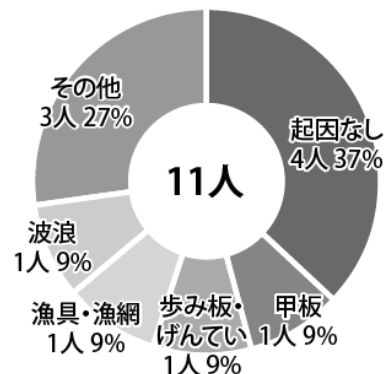
「転倒」「はさまれ」「動作の反動・無理な動作」「転落・墜落」「海中転落」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討することが必要です。死亡・行方不明の原因の多くが海中転落によるものであることを踏まえ、作業用救命衣等の適切な使用の徹底や、海面に木槌をセットした浮輪を設置するなど海中転落に関する対策を講じましょう。

※ 起因なし：災害の発生原因が特定できない場合を指します。

海中転落の発生状況



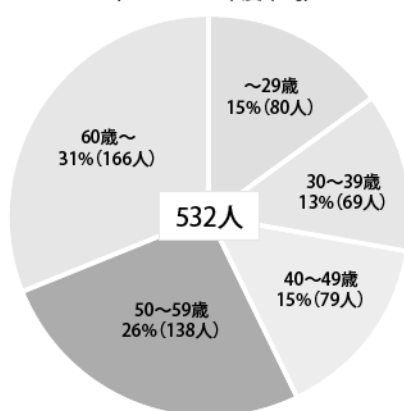
起因物別（全船種「海中転落」）
(2023年度)



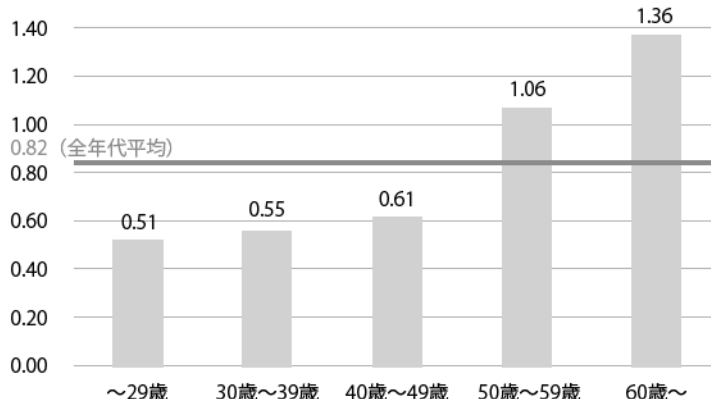
船員の疾病の発生傾向

船員の疾病発生率は、長期的には減少傾向にありますが、最近10年間では減少割合が鈍化しています。平成30年度から令和2年度までの疾病発生人数のうち、50歳以上の中高年船員の占める割合は57%で、50歳以上の船員の疾病発生率は他の年代よりも高く、50代で1.06%、60歳以上は1.36%となっています。

年代別疾病発生状況
(H30～R2年度平均)

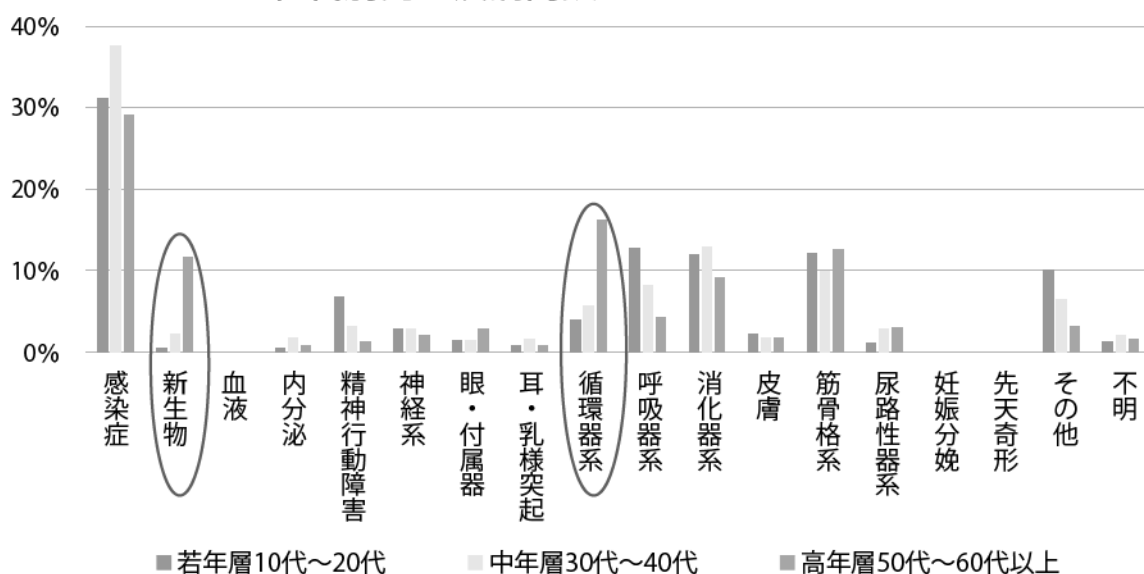


年代別疾病発生率 (H30～R2年度平均)



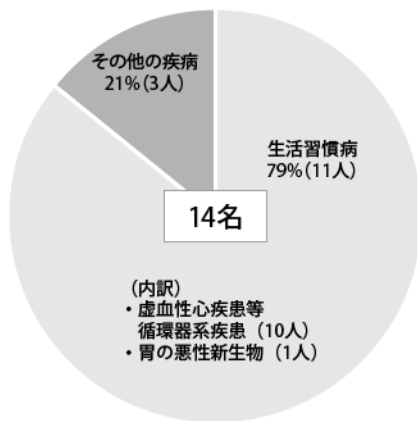
2018年度から2020年度までの疾病の発生状況は種類別に、潰瘍などの消化器系が15%、関節症などの筋骨格系が15%、虚血性心疾患や脳梗塞などの循環器系が14%、ウイルスなどによる感染症が14%、癌などの新生物が9%です。中高年船員では新生物と循環器系の発生率が他の年代よりも高くなっており、生活習慣病対策が必要です。

世代別発生疾病内訳 (H30～R2年度平均)

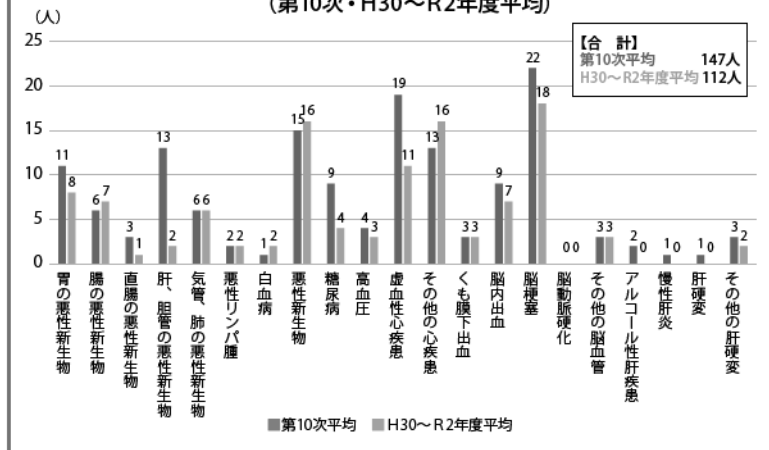


生活習慣病による死亡のリスク

生活習慣病による死亡の割合
(H30～R2年度平均)



生活習慣病発生人数
(第10次・H30～R2年度平均)



※ 生活習慣病・・・食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群で、がん（悪性新生物）、糖尿病、循環器系疾患（高血圧、虚血性心疾患、くも膜下出血等）、消化器系疾患（アルコール性肝炎、慢性肝炎等）等の疾患をいう。

疾病による死亡原因のうち、生活習慣病が79%（11人）を占め、このうち、虚血性心疾患等循環器系疾患が10人、胃の悪性新生物1人となっています。これら生活習慣病に関わる喫煙率は船員が陸上よりも10ポイント高い割合となっており、また、船員の飲酒頻度は、「毎日飲む」および「時々飲む」を合わせると約7割となっています。

生活習慣病予防の主なポイント

節酒：1日の純アルコール摂取量20g以下（ビールなら中瓶1本程度）

減塩：1日の食塩摂取量6g未満（世界保健機関推奨：5g未満）

禁煙：喫煙は予防できる最大の死亡原因

小食：栄養バランスと、適正体重の維持

運動：1日30分以上の有酸素運動を週に3日以上

睡眠：・睡眠不足は生活習慣病の原因のひとつ

・睡眠時無呼吸症候群の疑いがあれば専門医を受診する

船員と陸上との比較

喫煙率 船員：40%台 陸上：30%台

メタボリックシンドローム 船員：30%台 陸上：20%台

第69回月間応募入選作品の発表

第69回船員労働安全衛生月間行事の一環として、当協会が船員とそのご家族、海運、水産関係者等から広く懸賞募集した「論文」「体験記・意見」「写真」および「標語」の入選作品が決定致しました。

応募総数は「論文」「体験記・意見」6篇、「写真」31点、「和文標語」301篇、「英文標語」380篇、でした。ご応募ありがとうございました。

これらの応募作品について、関係官庁、関係団体の委員により構成した選考委員会による審査の結果、「論文」「体験記・意見」から優秀賞1篇、佳作1篇、「写真」から優秀賞2点、「標語」については和文標語からスローガン1篇、優秀賞3篇、また英文標語からスローガン1篇、優秀賞3篇がそれぞれ選ばれました。

なお、優秀賞の写真とスローガンを月間の和文ポスターと英文ポスターに、和文・英文のスローガンおよび優秀賞の標語を標語掲示物にそれぞれ掲載し、各社、団体、協会支部及び各船に配布します。ポスターおよび標語掲示物を船内各所に掲示し、月間活動に役立ててください。

【体験記・意見の部】（応募総数6篇）

「優秀賞 1篇」

- 「睡眠不足が与える認知能力への影響」

出光タンカー株式会社

枋崎 颯

「佳作 1篇」

- 「指差呼称がもたらす安全効果－新人航海士の学びから」

出光タンカー株式会社

山本 航太郎

【スローガン】

- 和 文 耳で確認 目で確認 指差し呼称で更なる安全

独立行政法人 海技教育機構

野村 泰寿

- 英 文 One Hand for Work, One Hand for Safety

出光タンカー株式会社

Sario Joey Masangkay

【写真の部】

○Fwd station CO 係船索及びタグライン総指揮：(和文ポスター)

株式会社商船三井 平野 勝久

○旋網漁船出航風景：(英文ポスター)

匿名

【標語の部】

【和 文】(応募総数301篇)

[優秀賞 3篇]

○体調管理 自分を守る 第一歩

神戸大学海洋政策科学部 山下 智也

○無理をせず 安全作業で 笑顔の帰港

神戸大学海洋政策科学部 山下 智也

○一人一人が責任者 声をかけ合い 安全作業

赤澤屋株式会社 瀬藤 大喜

【英 文】(応募総数380篇)

[優秀賞 3篇]

○Safety by Choice, Not by Chance

出光タンカー株式会社 Jomel T. Malabo

○Don't Make Haste, Safety First

出光タンカー株式会社 Abitan, Louie Jorge Misterio

○Safety Begins with You

出光タンカー株式会社 Rudel Pasadas

睡眠不足が与える認知能力への影響

出光タンカー株式会社 栃崎 颯

・はじめに

私は原油タンカーに乗船して9ヶ月ほどの三等航海士です。少ない経験の中からではありますが、船の安全な運航のために必要であると感じたことについて述べます。

・気づき

私が安全のために最も重要であると感じたことは睡眠です。船員として働かれている方であれば、書類作業や荷役作業、当直業務などで、十分な睡眠時間が確保できないという経験は多々あるかと思います。私自身も睡眠時間を削って当直時間外での書類作業や、自己研鑽の為の学習などをしていた際には、当直中にAB（操舵手）からの報告を聞き流してしまい、気付かないうちに他船に近づいてしまいヒヤリとした経験があります。睡眠不足から認知能力が低下し、注意散漫になっていたのだと思います。また、当直以外にも船上ではマスト上での高所作業や離着舷での係船作業など一歩間違えば重大な事故、怪我につながる危険な作業も多くあります。認知能力の低下をもたらす睡眠不足は、安全な作業、当直を行う上で見逃すことができない要素であると考えました。

・調査

短期的、慢性的な睡眠不足が与える認知能力への影響についての研究を調べました。

短期的な睡眠不足についての研究では、起床から17時間を超えると認知能力が血中アルコール濃度0.05%、ビール350ml缶を2本飲んだ状態と同等まで低下するとの研究結果が示されています。これはSTCW条約で当直に立つ際に禁止されている血中アルコール濃度0.05%と同等の値となり、また国内法では海上運送法及び内航海運業法で定められる当直基準、呼気アルコール濃度0.15mg（血中アルコール濃度0.03%相当）を超える値となります。

また、慢性的な睡眠不足についての研究では、1日当たり6時間未満の睡眠時間を2週間以上継続した場合、1日徹夜をした時と同程度まで認知能力が低下するとの結果が示されています。更に、短期的な睡眠不足であれば、眠気や認知能力の低下を自覚できるのに対し、慢性的な睡眠不足では、被験者が自身の認知能力が低下していることを自覚出来ていないという結果も示されています。

上記2つの研究結果をまとめると短期的又は慢性的な睡眠不足によって、飲酒の有無にかかわらず当直をすることが不可能なレベルまで認知能力が低下すると考えることができます。

・考察

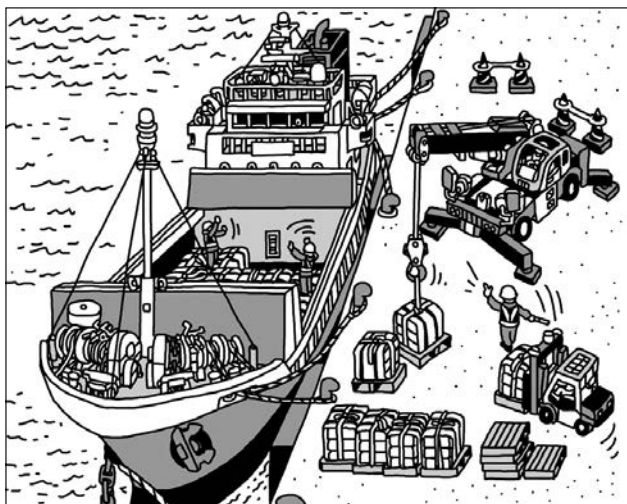
調査の結果から、短期的、慢性的にかかわらず、睡眠不足は認知能力に影響を与え、起床から17時間以上経過したとき、又は1日あたり6時間未満の睡眠時間が2週間以上続く場合には、飲酒をしている時と同程度まで認知能力が低下することがわかりました。

慢性的な睡眠不足の状態では認知能力の低下を自覚できないということは、特に重要な結果であると考えます。認知能力が低下していることを自覚できていれば、普段よりも念入りにダブルチェックをする等の対策も可能です。しかし、認知能力の低下を自覚できていなければ普段通りの確認ができていると思い込んで行動をしてしまいます。そのため、短期的な睡眠不足よりも慢性的な睡眠不足の方がより危険な状況を招きかねないものであると考えます。

「少しくらい寝なくても大丈夫」といった過信は禁物であり、当直や作業の前には十分な睡眠時間の確保が必要不可欠です。船だけにかかわらず、陸上でも居眠り運転による事故などの報道がなされているように、睡眠不足による事故は発生しており、個々人によって影響の大きさの差はあるものの、睡眠は決して軽視してよいものではありません。真に安全な船の運航を考えるのであれば、安全のために睡眠をとるという考え方が必要です。

• 最後に

体調管理は船乗りの基本であると理解はしているつもりでしたが、自身の行動を振り返ってみると当直外での書類作業や、自己研鑽の為に睡眠時間を減らして時間を確保した結果、危険な経験をしていることがありました。睡眠をはじめとした体調管理に対する意識が疎かになっていたのだと感じます。早く上の職位に上がるためにできるだけ多くのことを学ぼうとすることも大切ですが、航海士として航海当直を任されている以上、体調管理ができていなければ、自身だけでなく他の乗組員も危険にさらしかねません。しっかりとした睡眠をとることも業務のうちと認識して行動を改善していきます。また、自身のことだけでなく船上では常に誰かが睡眠をとっているということを意識し、それを邪魔することがないように配慮ある行動を心がけていきます。



指差呼称がもたらす安全効果 – 新人航海士の学びから

出光タンカー株式会社 山本 航太朗

1. はじめに

船上作業において、安全確保は最も重要な課題の一つである。特に荷役作業や機器の操作では、確認不足によるトラブルが重大な事故につながることも少なくない。私は新人航海士として初めて乗船した際、上司が指差呼称を実践する姿を見て、その重要性を身をもって学んだ。本稿では、その体験を通じて学んだ指差呼称の意義と、船上での定着に向けた工夫について述べたい。

2. 実体験：指差呼称がもたらした「気づき」

入社して間もない頃、荷役作業中に一等航海士が圧力計を指差しながら確認している様子を目にした。当時の私はまだ新人航海士で、どのタイミングでどの計器をチェックすべきか分からず、ただ作業を見守るだけだった。しかし、一等航海士が指差しながら確認することで、どの計器をどの動作を行う際にチェックしているのかが明確になり、作業の流れを理解しやすかった。

また、指差呼称にはもう一つの重要な役割がある。それは、自分自身だけでなく周囲のクルーにも「今、何を確認しているのか」を明確に示すことだ。例えば、クルーが作業中に確認漏れが起きたとしても、指差呼称を普段から徹底していれば周囲の他のクルーが確認漏れに気づき、重大な事故につながる前に作業を中断することも可能だ。指差呼称を実践することで、自分の確認作業の確実性を高めるだけでなく、周囲のクルーにも視覚的・聴覚的に情報を共有することができるのだ。

3. 指差呼称をしていてよかったケース

指差呼称の重要性を改めて実感したのは、揚げ荷作業中にカーゴポンプの回転数を上げる際の出来事だった。その際、指を使ってカーゴラインを一つ一つ確認したところ、本来開いているべき弁が閉まっていることに気が付いた。もし気づかずにそのまま作業を進めていたら、ポンプに大きな負荷がかかり損傷する可能性があった。最悪の場合、ラインの破損や油濁事故につながっていたかもしれない。

この経験を通じて、指差呼称の重要性を再認識した。単なる形式的な動作ではなく、実際に安全を確保するための有効な手段であることを身をもって理解したのである。

4. 指差呼称の効果と教訓

この体験から学んだことは、指差呼称には以下のような効果があるということだ。

- (1) 確認作業の確実性向上：視覚・聴覚を使うことで、思い込みや見落としを防ぐ。
- (2) チーム全体の安全意識向上：周囲の人間にもチェックポイントが共有されることで、チームとしての安全確認が強化される。
- (3) 事故・トラブルの未然防止：計器の数値や弁の開閉状態など、確認が必要なポイントの一つ一つ確実にチェックできる。
- (4) 新人教育への貢献：経験の浅いクルーにとって、作業のポイントを理解する助けとなる。

- (5) 動作としての記憶：指差呼称をすることで、実際に確認した動作を体で記憶できる。これにより、時間が経過してからバルブを閉めたかどうか不安になった際でも、確認した記憶が残っているため、余計な心配をせずに済む。

5. 指差呼称を定着させるための工夫

指差呼称の効果を理解していても、それが現場で定着しなければ意味がない。そのためには、ベテランや先輩乗組員が率先して指差呼称を実施することが重要だ。実際、私自身も上司が指差呼称を実践していたからこそ、その重要性に気づき、自然と自分の習慣として取り入れるようになった。

しかし、新人の頃は指差呼称をすることに対して恥ずかしさを感じることもあった。だからこそ、新人船員が乗船してくる際には、私自身が先輩として率先して指差呼称を実践し、その重要性を伝えていきたいと考えている。

また、指差呼称を単なるルールとして押し付けるのではなく、なぜ必要なのかを実体験を交えて説明することも重要だ。例えば、今回紹介したポンプ操作時の事例などを共有することで、新人船員も「指差呼称は事故を防ぐために本当に役立つ」と実感しやすくなる。

6. 課題

指差呼称を続けていく中で、ベテランになるにつれて指差呼称に慣れ、指をさす動作をしているだけで実際に確認していない状態になってしまう可能性がある。このような形骸化を防ぎ、確実に確認動作を伴うように維持することが今後の課題である。指差呼称の本来の目的を忘れず、常に意識的に実践することが重要である。

7. 結論

指差呼称は、安全確認の基本として極めて重要な役割を果たす。特に、船という複数人で作業を行う環境では、周囲のクルーに対する情報共有の役割も担い、安全意識の向上につながる。私自身、これを意識することで、今では指差呼称を積極的に活用し、船内作業のコミュニケーションツールであると重視している。

「ただの確認作業」と思われがちな指差呼称だが、その効果を理解し、現場で実践することで、船上の安全レベルは確実に向上するはずだ。私たち一人ひとりが率先して指差呼称を実践し、安全文化のさらなる発展につなげていくことが求められる。

船員災害防止協会の頒布品一覧

船員災害防止協会では、下記のとおり安全衛生に関する書籍等を頒布（送料別・税込価格）していますので、ご注文の際はこの用紙にて下記の FAX 番号までお送り下さい。改訂版発行の際に価格の改定をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

2025年3月19日現在

商品番号	品名	価格 (税込)	会員割引 価格 (税込)	注文数
<法規・条約・手帳>				
211	訓練手引書（和英）追捕版-1～2・3付（SOLAS Training Manual）（バインダー付） H26.7改訂	13,500	9,000	
216	訓練手引書（和英）追捕版-1～2・3・4付（SOLAS Training Manual）（バインダー付） R1.12改訂	14,325	9,550	
203	訓練手引書 追捕版-1～2（SOLAS条約改正関係）他（平成20年3月）	495	330	
210	訓練手引書 追捕版-3（SOLAS条約改正関係）他（平成26年7月）	660	440	
215	訓練手引書 追捕版-4（SOLAS条約改正関係）他（令和元年12月）	825	550	
118	船員労働安全衛生規則（和英対訳）（Regulations for Labour Safety and Health of Seafarers） R3.6改訂	2,244	1,496	
104	安全担当者記録簿（和英）（Safety Manager's Log Book） R4.12改訂	3,900	2,620	
106	衛生管理者・衛生担当者記録簿（和英）（Log Book of Health Supervisor・Health Manager） H25.5改訂	2,805	1,870	
113	船員安全手帳（和英）（Seafarers' Safety Book）（葉書サイズ） R5.6改訂	3,500	2,300	
108	安全衛生チェックリスト（和英）（Check List on Safety and Health for Ships） H29.3改訂	1,683	1,122	
<安全>				
304	なくそう！海中転落 推進しよう作業用救命衣の常時着用（和英） H27.7発行	1,452	968	
213	危険予知訓練で安全の先取りを～KYTイラスト集～（和英）（A4/4穴/アクリルカバー付） H28.3改訂	4,389	2,926	
207	危険予知訓練で安全の先取りを～KYTイラスト集～（B5/和文）	2,244	1,496	
204	安全管理の指標	2,244	1,496	
209	船内におけるヒヤリハット実例集 ～仲間を描いたイラスト100撰～ H28.8改訂	1,650	1,100	
208	船内の安全を先取りしよう～リスクアセスメントの実務～	1,023	682	
116	安全衛生水準の向上を目指して ～船内労働安全衛生マネジメントシステム導入による災害の犠牲を未然に防ぐ予防対策型の管理体制の構築～	957	638	
214	船員の多発災害を防ぐには～その傾向と対策～ H27.10改訂	1,584	1,056	
115	気づいていますか！熟練船員の過信と油断 H28.12改訂	1,122	748	
303	なくそう！漁船の災害（漁船災害防止の手引き……総集編）	957	638	
307	墜落制止用器具特別教育教本 R4.10発行	2,250	1,500	
308	墜落制止用器具特別教育教本（英語版） R5.3発行	3,800	2,500	
305	危険物等取扱責任者更新講習教本	3,300	2,200	
306	酸素欠乏危険作業テキスト R2.10改訂	3,300	2,200	
<衛生>				
201	衛生管理者教本（和文）（バインダー付） H30.4改訂	10,725	7,150	
114	船の飲用水	2,244	1,496	
<食事>				
230	船内の食事管理（和英）（Food and Catering on Board Ships） R4.2改訂	2,915	1,980	
117	からだにやさしい健康レシピ	3,102	2,068	
205	船でつくる四季のメニュー	1,881	1,254	
<DVD・旗・バッジ・その他>				
221	～漂流から生還へ（30分）～（サバイバルトレーニング）DVD	10,296	6,864	
226	内航船の危険予知（38分）DVD	10,296	6,864	
101	緑十字旗（70cmx100cm）	2,706	1,804	
102	安全担当者バッジ	429	286	
103	衛生担当者バッジ	429	286	
合計			円	点

会社名（個人名）・住所・担当者・電話

〒 _____
(住所)

(会社名・個人名)

所属部署： ○をつけてください
(会員・非会員・不明)

担当者名 TEL — — FAX — —

船員災害防止協会
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 TEL: 03-3263-0918 FAX: 03-3263-0910

船員災害防止協会 支部・地区支部一覧表

2025年7月1日現在

支部・地区支部名	郵便番号	住 所	電 話
01北海道支部	047-0007	小樽市港町4-4	小樽港湾センター3F
小樽地区支部	047-0048	小樽市高島1-2-5	小樽機船漁業協同組合内
函館地区支部	041-0821	函館市港町3丁目19-2	津軽海峡フェリー(株)内
室蘭地区支部	051-0013	室蘭市舟見町1-130-21	室蘭漁業協同組合内
苫小牧地区支部	053-0005	苫小牧市元中野町4-1-7	北洋海運(株)内
釧路地区支部	085-0845	釧路市港町1-18	釧路機船漁業協同組合内
根室地区支部	087-0054	根室市海岸町1-17	根室漁業協同組合内
網走地区支部	093-0032	網走市港町4-63	網走漁業協同組合内
稚内地区支部	097-0006	稚内市新港町1-13	稚内機船漁業協同組合内
紋別地区支部	094-0011	紋別市港町6-5-2	紋別漁業協同組合内
留萌地区支部	078-3302	留萌郡小平町字臼谷283-1	新星マリン漁業協同組合内
02東北支部	985-0016	塩釜市港町1-4-1	マリンゲート塩釜2F
青森地区支部	030-0821	青森市勝田2-23-12	(株)細川産業内
八戸地区支部	031-0822	八戸市白銀町三島下95	八戸漁業指導協会内
宮古地区支部	027-0005	宮古市光岸地4-40	宮古漁業協同組合内
釜石地区支部	026-0013	釜石市浜町3-11-2	濱幸水産(株)内
気仙沼地区支部	988-0021	気仙沼市港町499番地	宮城県北部船主協会内
石巻地区支部	986-0860	石巻市のぞみ野1-1-2	津田海運(株)内
小名浜地区支部	970-0311	いわき市江名字北町50	福島県鯉鮒漁業者協会内
秋田地区支部	011-0945	秋田市土崎港西1-5-11	秋田県漁業協同組合内
酒田地区支部	998-0036	酒田市船場町2-2-1	山形県漁業協同組合内
03北陸信越支部	950-0078	新潟市中央区万代島9-1	佐渡汽船ターミナルビル5F
伏木地区支部	930-0096	富山市舟橋北町4-19	森林水産会館 県漁連内
七尾地区支部	926-0015	七尾市矢田新町二部162-3	ポートサイド七尾4F
04関東支部	231-0002	横浜市中区海岸通4-23-1-508号室	
東京地区支部	105-6891	千代田区外神田1-18-13	秋葉原ダイビル11階
千葉地区支部	260-8517	千葉市中央区中央港1-9-5	(株)ダイトーコーポレーション千葉支店内
川崎地区支部	210-0006	川崎市川崎区砂子1-2-14	橋本屋ビル201
鹿島地区支部	314-0103	神栖市東深芝8	富士海運(株)内
銚子地区支部	288-0001	銚子市川口町2-6528	鹿島埠頭(株)内
茨城地区支部	310-0011	水戸市三の丸1-1-33	銚子市漁業協同組合内
三浦三崎地区支部	238-0243	三浦市三崎2-20-10	茨城沿海地区漁業協同組合連合会内
横須賀地区支部	238-0004	横須賀市小川町27-17	三崎鮪船主協会内
05中部支部	455-0032	名古屋市港区入船1-5-8	東京汽船(株) 横須賀支店内
名古屋地区支部	455-0032	名古屋市港区入船1-5-8	JEIS名古屋ビル4F
四日市地区支部	510-0011	四日市市霞2-1-1	JEIS名古屋ビル4F 中部支部内
鳥羽地区支部	455-0032	名古屋市港区入船1-5-8	伊勢湾マリン・サービス(株)内
清水地区支部	425-0027	焼津市栄町2-8-19	JEIS名古屋ビル4F 中部支部内
下田地区支部	415-0000	下田市外ヶ岡11	静岡かつお・まぐろ協同組合内
敦賀地区支部	914-0079	敦賀市港町7-15	伊豆漁業協同組合内
06近畿支部	552-0021	大阪市港区築港3-7-15	福井運輸支局 敦賀庁舎気付
京都地区支部	624-0946	舞鶴市下福井901	福井運輸支局 敦賀庁舎気付
和歌山地区支部	640-8404	和歌山市湊1106-4	港振興ビル204
勝浦地区支部	649-5335	東牟婁郡那智勝浦町大字築地8-5-5	京都運輸支局 舞鶴庁舎気付
07神戸支部	650-0024	神戸市中央区海岸通5	和歌山運輸支局 勝浦海事事務所気付
08中国支部	734-0011	広島市南区宇品海岸2-15-17	和歌山運輸支局 勝浦海事事務所気付
広島地区支部	734-0011	広島市南区宇品海岸2-15-17	商船三井ビル2F
尾道地区支部	722-0002	尾道市古浜町27-13	埠野ビル
因島地区支部	722-2323	尾道市因島土生町1899-35	埠野ビル 中国支部内
木江地区支部	722-0002	尾道市古浜町27-13	中国運輸局 尾道海事事務所気付
呉地区支部	737-0029	呉市宝町9-25	中国運輸局 因島海事事務所気付
境地区支部	684-0034	境港市昭和町9-1	中国運輸局 尾道海事事務所気付
松江地区支部	690-0024	松江市馬潟町43-3	中国運輸局 呉海事事務所気付
岡山地区支部	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓5662-4	鳥取運輸支局 境庁舎気付
徳山地区支部	745-0025	周南市築港町13-38	島根運輸支局気付
阿武・萩地区支部	758-0011	萩市大字椿東6446番地5	(一社)瀬戸内市緑の村公社内
09四国支部	760-0020	高松市錦町1-21-3	山口県内航海運組合内
香川地区支部	760-0020	高松市錦町1-21-3	山口県漁業協同組合 はぎ統括支店内
徳島地区支部	770-0873	徳島市東沖洲2-14	開拓ビル5F
松山地区支部	791-1113	松山市森松町1070	開拓ビル5F 四国支部内
新居浜地区支部	792-0011	新居浜市西原町2-7-21	徳島県内航海運組合内
宇和島地区支部	798-0003	宇和島市住吉町2-7-14	愛媛運輸支局気付
高知地区支部	780-8010	高知市棧橋通5-5-4	新居浜地区海運組合内
10九州支部	808-0034	北九州市若松区本町1-13-20	南予内航海運組合内
長崎地区支部	851-2211	長崎市京泊3-3-1	高知県海振興会内
下関地区支部	750-0066	下関市東大和町1-7-1	洞海港湾労働者福祉センター1F
鹿児島地区支部	892-0823	鹿児島市泉町16番4号	山田水産(株)内 長崎県以西底曳網漁業協会気付
佐世保地区支部	857-0855	佐世保市新港町8-1	九州運輸局 下関海事事務所気付
福岡地区支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	鹿児島県旅客船協会内
大分地区支部	876-0857	佐伯市常盤西町3番10号102	佐世保旅客船協会内
熊本地区支部	869-3207	宇城市三角町三角浦1160	九州運輸局 船員労働環境課気付
宮崎地区支部	880-0858	宮崎市港2-6	大分県海運組合佐伯支部気付
佐賀地区支部	847-0875	唐津市西唐津1丁目6151-5	熊本運輸支局 三角庁舎気付
北九州地区支部	808-0034	北九州市若松区本町1-13-20	宮崎県漁業協同組合連合会 漁政部気付
11沖縄支部	900-0012	那覇市泊3-1-8	佐賀県旅客船協会内
			洞海港湾労働者福祉センター1F 九州支部内
			(一社)沖縄旅客船協会内



船員災害防止協会って？

せんさいぼうが略称です。船員の安全の確保と船内衛生の向上のための対策を自主的に推進する特別法人で、船員の安全・衛生等に関する各種講習会の開催や訪船指導などを行っています。

1967年（昭和42年）に、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき、現・国土交通省と現・厚生労働省の認可を受け設立されました。

設立以来、半世紀を超えて、船舶所有者、海運・水産関係団体、関係省庁などと連携しながら、船員の災害を防止し、健康を維持増進するための諸活動を積極的に行ってきました。

せんさいぼうは、会員の皆様の自主的な船員災害防止活動のお手伝いをしています。いつでも、どんなことでもご相談下さい。

令和7年度(第69回)船員労働安全衛生月間

実施のしおり

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル4F

TEL:03-3263-0918 FAX:03-3263-0910

ウェブサイト：<https://www.sensaibo.or.jp/>

e-mail hptanto@sensaibo.or.jp

船員災害防止協会



船員災害防止協会
二次元コード